

平成 25 年 12 月

東京税関業務部

関係各位

新たに追加された（包括）指定薬物の取扱いについて

今般、薬事法第 2 条第 14 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 128 号）が公布され、新たに「2-アミノ-1-フェニル-プロパン-1-オン」を基本骨格とする物質群が指定薬物に指定（包括指定）されましたのでお知らせします。

○追加指定薬物：2-アミノ-1-フェニル-プロパン-1-オン

（通称カチノン）を基本骨格とする物質群（別添 1、2 参照）

○公 布：平成 25 年 12 月 13 日（別添 3〈官報〉参照）

○施 行：公布日から起算して 30 日を経過した日（平成 26 年 1 月 12 日）

○注意事項

公布から施行日までの輸入通関にあたっては、厚生労働省確認済みの輸入報告書（薬監証明）又は輸入指定薬物用途誓約書が必要となります。

「指定薬物」の輸入に関しては、薬事法上の所定の手続きが必要になりますが、指定薬物は原則、国や地方公共団体等が学術研究用又は試験検査のために用いる場合や疾病の治療に用いる場合等、特定の用途に使用する場合を除いては輸入が認められません。

【お問合せ】東京税関業務部通関総括第 2 部門 (電話：03-3599-6338)
--

2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オン(以下「基本骨格」という。)の2位にアミノ基以外の置換基が結合していないか又は当該アミノ基の代わりに次の表の第1欄に掲げるいずれかの置換基が1つ結合し、かつ、3位に水素以外が結合していないか又は同表の第2欄に掲げるいずれかの置換基が1つ結合し、かつ、ベンゼン環の2位から6位までに水素以外が結合していないか又は当該ベンゼン環の2位、3位若しくは4位に同表の第3欄に掲げるいずれかの置換基が1つ結合している物であって基本骨格の2位、3位及び当該ベンゼン環にさらに置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。

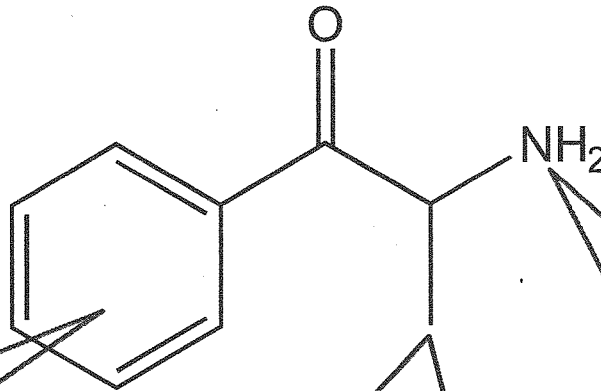
イ 覚せい剤取締法に規定する覚せい剤

ロ 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬

第1欄	第2欄	第3欄
1 メチルアミノ基	1 メチル基	1 メチル基
2 エチルアミノ基	2 エチル基	2 エチル基
3 ジメチルアミノ基		3 メトキシ基
4 ジエチルアミノ基		4 メチレンジオキシ基
5 メチルエチルアミノ基		5 フッ素原子
6 1-ピロリジニル基		6 塩素原子
		7 臭素原子
		8 ヨウ素原子

今回の包括指定の範囲のイメージ

カチノン(2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オン)



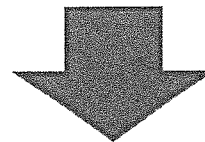
8種類の置換基のいずれかが結合する場合(23パターン)と、置換基が結合しない場合がある(計24パターン)

例: メチル基(-CH₃)、塩素等

メチル基(-CH₃)又はエチル基(-C₂H₅)が結合する場合と、置換基が結合しない場合がある(計3パターン)

6種類の置換基のいずれかが結合する場合と、置換基が結合しない場合(-NH₂)がある(計7パターン)

例: メチルアミノ基(-NHCH₃)等



504物質が含まれる
(うち麻薬、向精神薬、指定薬物に指定済又は指定手続き中のものは30物質)



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○薬事法第二条第十四項に規定する指
定薬物及び同法第七十六条の四に規
定する医療等の用途を定める省令の
一部を改正する省令
(厚生労働一二八)

〔告 示〕

○記録メディア製品の表示に関する公
正競争規約を廃止した件
(公正取引委・消費者庁六)
○道路交通法第百十条第一項の規定に
基づき自動車専用道路を指定する件
の一部を改正する件
(国家公安委四七)
○社債、株式等の振替に関する法律第
四十四条第一項第十三号の規定に基
づく口座管理機関を指定する件の一
部を改正する件
(金融庁・法務・財務四)

○除籍が滅失した件 (法務四六〇)

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に
関する法律第五条の規定による認証
をした件 (同四六一)

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に
関する法律第十三条第一項の規定に
よる変更の届出があった件
(同四六一)

○食糧援助に関する日本国政府とベナ
ン共和国政府との間の書簡の交換に
関する件 (外務三七七)

○保安林の指定をする件
(農林水産三〇三一―三〇四一)

○中央卸売市場において卸売の業務を
行っている者の名称の変更があった
件 (同三〇四二)

○平成二十六年産のかぼちやに適用す
る単位当たり共済金額の範囲等を定
める件 (同三〇四三)

○宅地建物取引業法施行規則の規定に
基づく登録実務講習機関の登録事項
の変更の件 (国土交通一一〇二)

○水路測量の実施に関する件
(海上保安庁二二三)

○海上保安庁の船舶の番号及び標識の
一部を改正する告示 (同二二四)

○福島県双葉郡大熊町の特別地域内除
染実施計画に基づく土壌等の除染等
の措置の実施に係る事項を告示する
件 (環境一一〇)

○海上における空対空射撃訓練を実施
する件 (防衛二二四―二二七)

○海上における空対空射撃訓練及び試
験並びに水上標的に対する射撃整訓
練及び試験を実施する件 (同二二八)

○海上における空対空射撃訓練及び水
上標的に対する射撃整訓を実施す
る件 (同二二九)

○海上における水上標的に対する射撃
整訓を実施する件 (同二三〇)

〔人事異動〕

内閣 内閣府 海上保安庁 防衛省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労 働

労働保険審査官及び労働保険審査会法
第五条の規定に基づく関係労働者を代
表する者の候補者の推薦について
(厚生労働省)

〔公 告〕

諸 事 項

官 庁

有権者申出方、公示送達関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、
特別清算、会社更生、再生関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

省

令

○厚生労働省令第百二十八号

薬事法（昭和三十三年法律第百四十五号）第二条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十三日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十三号から第二十五号までを削り、第二十六号を第二十三号とし、第二十七号から第二十九号までを三十三号として繰り上げ、第三十号を第二十六号とし、第三十一号を第二十七号とし、第三十二号から第三十八号までを四十四号として繰り上げ、第三十九号及び第五十一号を第四十五号とし、第四十六号から第六十四号までを六号として繰り上げ、第六十五号を第五十九号とし、第六十六号から第六十九号までを七号として繰り上げ、第七十号及び第七十一号を削り、第七十二号を第六十三号とし、第七十三号から第七十七号までを九号として繰り上げ、第七十八号を削り、第七十九号を第六十九号とし、第八十号から第八十三号までを十号として繰り上げ、第八十四号から第八十八号までを削り、第八十九号を第七十四号とし、第九十号を削り、第九十一号を第七十五号とし、第九十二号から第九十五号までを十六号として繰り上げ、第九十六号及び第九十七号を削り、第九十八号を第八十五号とし、第九十九号から第一百二号までを十八号として繰り上げ、第一百三十三号を削り、第一百四十四号を第八十八号とし、第一百五十五号を削り、第一百六十六号を第八十九号とし、第一百七十七号を第八十七号とし、第一百八十八号を第九十八号とし、第一百九十九号を第九十九号とし、第二百十号を第九十号とし、第二百一十一号から第二百一十八号までを二十一号として繰り上げ、第二百一十九号中「並びに」を「及び」に、「物及び」を「もの並びに」に、「覚せい剤取締法」を「覚せい剤取締法」に改め、同号を第九十八号とし、第二百二十号中「並びに」を「及び」に、「物及び」を「もの並びに」に、「覚せい剤取締法」を「覚せい剤取締法」に改め、同号を第九十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二ニアミノノールフェニルプロパノール（以下この号及び第二条第五号において「基本骨格」という。）の二位にアミノ基以外の置換基が結合していないか又は当該アミノ基の代わりになるか又は同表の第二欄に掲げるいすれかの置換基が一つ結合し、かつ、三位に水素以外が結合していないか又は同表の第二欄に掲げるいすれかの置換基が一つ結合し、かつ、ベンゼン環の二位から六位までに水素以外が結合していないか又は当該ベンゼン環の二位、三位若しくは四位に同表の第三欄に掲げるいすれかの置換基が一つ結合している物であつて基本骨格の二位、三位及び当該ベンゼン環にさらに置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類、ただし、次に掲げる物を除く（第二条第五号において「カチオン系化合物」という。）。

イ 覚せい剤取締法に規定する覚せい剤

ロ 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬

第一欄		第二欄		第三欄	
一	メチルアミノ基	一	メチル基	一	メチル基
二	エチルアミノ基	二	エチル基	二	エチル基
三	ジメチルアミノ基			三	メトキシ基
四	ジエチルアミノ基			四	メチレンジオキシ基
五	メチルエチルアミノ基			五	フッ素原子

六 一ヒドロキシニル基

第一条中第二十一号を第百一号とする。
第二条第五号の表に次のように加える。

カチオン系化合物群（基本骨格の二位にジメチルアミノ基、ジエチルアミノ基、メチルエチルアミノ基又は一ヒドロキシニル基が結合している物を除く）及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
--	----------------------

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

告

示

○公正取引委員会 告示第六号

消費 者 庁 告示第六号
日本記録メディア製品公正取引協議会から、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十一条第一項の規定に基づく記録メディア製品の表示に関する公正競争規約（平成五年公正取引委員会告示第三号）を平成二十五年十一月二十九日をもって廃止した旨の報告があつたので告示する。

平成二十五年十二月十三日

公正取引委員会委員長 杉本 和行

消費者庁長官 阿南 久

○国家公安委員会告示第四十七号

道路交通法（昭和三十三年法律第百五号）第一百条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十條第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月十三日

国家公安委員会委員長 古屋 圭司

第一号の表九号の項中

鳥取県西伯郡大山町から鳥根県八東郡玉湯町まで

を 鳥取市高から同 鳥取県西伯郡大

市嶋まで

に改める。

山町から鳥根県八東郡玉湯町まで

附 則

この告示は、平成二十五年十二月十四日から施行する。

○法務省告示第四号

金融 庁 告示第四号
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、平成十五年法務省告示第三号（社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月十三日

金融庁長官 畑中龍太郎

法務大臣 谷垣 禎一

財務大臣 麻生 太郎

ノードドイチエ ランデスバンク ジロセントラルの項の次に次のように加える。

バンク カントナール ヴオド スイス連邦 ローザンヌ市 プラス サンフランソワ 十四

ワース